

発行責任者・畠中 正好 発行日 2024年1月16日 連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767 http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ メール hatanaka8048@gmail.com



代表 律師 阪本康文

## 新年 あけまして おめでとうござります

# 新年のご挨拶

**代表 阪本康文**

新年、あけましておめでとうございます。

情報公開制度を駆使した行政の監視です。東京地検特捜部が捜査している、自民党、特に安倍派と二階派の政

治資金パーティ券の収支報告書不記載、裏金作り問題は、一つの政治団体の収支報告書ではわからないものの、関連する多数の政治団体の収支報告書を丹念に分析調査したことにより、隠されていた問題を発見し、刑事告発につながったのです。

その後、住民訴訟を提起し、その結果、和歌山県全体の予算執行状況調査が行われ、約15億円が和歌山県に返還されました。

情報公開制度は、隠したい行政とのせめぎ合いの中でもまだ十分なところがあります。特に、現在の和歌山県ですが、情報公開制度の拡充、それによる行政の監視に取り組んで行きましょう。今後とも、よろしくお願いします。

頭の下がる思いです。が、このことでかつて和歌山県の裏金作りを追及したときのこと思い出しました。出張旅費について、和歌山県の文書では3人出張したことになつて

議員の政務活動費について、領収書添付の義務づけは極めて不十分であり、領収書のネット公開もしていません。全国ワースト3位の自治体の文書では和歌山県からの訪問者は2人になっていたのです。水増し出張による裏金作りは、今から思えば原始的なものですが、情報公開条例による情報公開の有用性を実感しました。そ

の後、住民訴訟を提起し、その結果、和歌山

今年も様々な課題がありますが、情報公開制度の拡充、それによる行政の監視に取り組んで行きましょう。今後とも、よろしくお願いします。



# 今年も行政の監視に挑みます

## 新年早々畠中氏の原告本人尋問

新年早々の23日に、畠中事務局長の原告本人尋問が和歌山地裁で行われます。また、すかすかトンネル問題を監視対象として調査中です。自民党の政治資金パーティー疑惑も和歌山の調査が求められています。今年も行政の監視や調査に挑みます。

本年もよろしくお願ひ致します。

松井 みなさん、新年おめでとうございます。

迫間・畠中 おめでとうございます。

迫間

政治資金パーティー

一自民党裏金疑惑、ウ

ミが出し切れるでしょ

つか。

迫間

地方はどうなの。

迫間 どうか、同じような疑惑が地方にあるんじゃないかな、と思いませんか。

松井 そういう見立てで

松井 みんな、新年おめでとうございます。

畠中 捜査よりも、裏金の事実関係が明らかになつた、と見なせる自

浄作用が必要です。

松井 岸田首相がそれをさせなきゃいけないの

ですが、國民からも、

もっとそういう声をあ

げないと。

松井 地方はどうなの。

松井 やっと畠中さんの尋問が行われるのですね。待ち遠しかったのではありませんか。そう

松井 そういう見立てで

調べるのが私達の活動ですよ。出番じゃない。

迫間 私、知っています

よ。畠中さんが、和歌

山の政治資金パーティー

の調査に挑んでいる

ことを。

畠中 何時でも話します

よ、そのことは。

松井 話題としては、畠

中さんの原告本人尋問

が新年早々の23日に行

われる裁判のことが先

でしょう。

畠中 調査中の「すかす

かトンネル」のことも

迫間 何がどのように変わったのかストーンと腑に落ちていません。

松井 順次聞かせていただきますよ。紙面の許

す限り。ね、迫間さん。

迫間 楽しめますです

ね。今回も。

松井 取下げたのは、

れ2年になりますね。

畠中 取下げたのは、

不作為の違法確認請求

です。求めていた審査

請求の裁決がなされ、

不作為が解消したから

です。田辺市職員2人も尋問

迫間 田的達成ですか。

畠中 そうです。

松井 裁決日は昨年8

月17日でした。

迫間 じゃあ、国賠請求

が残っているのね。そ

の目的は。

畠中 裁決遅延の責任追及です。一度と遅延を

くり返すことのないよ

うに。慰謝料が認めら

私が後です。聴きに来て下さると励みになります。

迫間 ならば、裁判内容を改めて確認しませんか。訴えの一部取下げ

迫間 田的達成ですか。

畠中 そうです。

松井 裁決日は昨年8

月17日でした。

迫間 じゃあ、国賠請求

が残っているのね。そ

の目的は。

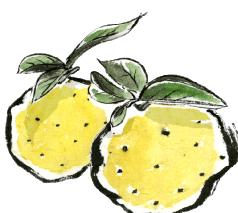
畠中 裁決遅延の責任追及です。一度と遅延を

くり返すことのないよ

うに。慰謝料が認めら



## 裁決遅延国賠請求訴訟



### 田辺市職員2人も尋問

畠中 23日は、午後1時

10分からです。私以外にも田辺市側の職員2

人の尋問も行われました。職員2人が先で、

そう裁判の時間帯は、

されば、遅延したことの違法性が明らかにされますから。

松井 といふことは、裁決遅延国賠請求訴訟と呼べますね。

畠中 ええ、ピッタリです。わざ呼びましょつ、これから。

## 裁判の対象

### 2件の不開示

### 決定に対する

### 審査請求

迫間 畠中へ

の不特定処分に対する審査も求めました。2件あります。

要です。知りたいときにも消失してしまうことがありますから。

畠中 そうです。1件は次より1ヶ月短いですが、審査請求から約1年7カ月後です。



畠中 審査請求は、行政不服審査法に基づく制度。司法は、簡易、迅速、公正を目的にして定められています。この点でも、迅速さが求められる手続きです。

迫間 畠中へ

迫間 諸問題を留め置くことのできる正当な理由が何があったのか。が、それが遅いと。松井 正当かどうかは最終的に裁判所が判断するのですが、市は、様々主張されているようですね。

畠中 その理由の一つは、私が反論書以外に、第2反論書と第3反論書を提出したことでもって、やり取りしていくと。

迫間 二つ目の理由は、間に諮詢してすることになっていました。どれだけ留め置かれたの。

畠中 諸問題は、先ほど審査廳として争点を絞り込みますに諮詢する方法があるが、市は審査廳として争点を絞り込むのが許される。

畠中 審理員制度を適用除外している田辺市の場合、審査廳ができることは限られています。



畠中 裁決前の第三者諮問機関の答申は、その決定を不適切と指摘しました。

迫間 濡飲が下がる答申だったでしたね。で、裁決がなされたのが審査請求から約2年11ヵ月後、もう1件も約2年10ヵ月後だったですが、それが遅いと。

畠中 そうです。松井 裁決に至る過程で、速やかにせず遅滞させていた手続きを問題にしているのです。

畠中 遅滞の最大要因は、諮詢の留め置きです。

迫間 審査は第三者機関に諮詢してすることになっていました。どれだけ留め置かれたの。

畠中 諸問題は、先ほど審査廳として争点を絞り込みますに諮詢する方法があるが、市は審査廳として争点を絞り込むのが許される。

畠中 審理員制度を適用除外している田辺市の場合、審査廳ができることは限られています。

裁判情報

## 裁決遅延国賠請求訴訟 (被告・田辺市)

裁決の不作為違法確認請求を取り下げましたので、上記のように呼ぶようにします。

裁判は、12月22日に第9回準備手続きがWebで行われました。

次回は、法廷で証人尋問が行われます。被告の市側は職員2人、原告は原告の畠中正好の3人の尋問が行われる予定です。

傍聴して下さると励みになります。

○ 次回1月23日13時10分  
201号法廷



松井 争点の絞り込みは  
 諮問を留め置くことの  
 理由にならないね。  
 追問 一つ目の理由の反  
 論書と第2反論書を提  
 出した間隔はどうな  
 の。

松井 多分、審査請求書を受領し、弁明書と反論書及び証拠書類等の提出の求めと受領、審査請求人の口頭意見陳述の実施、提出記録の閲覧等をさせることだけではないですか。

畠中 裁決を除くと確かにのはずです。でも、それらの手続きは、すべて「速やかに」「行う」とと、市は定めています。

松井 審査請求の要件審査も処分の再検討も諮問機関への諮問も「速やかに」するよう定めていましたよね。

畠中 はい。で、処分の再検討は、全部開示する場合でなければ諮問しなければならないという、これは情報公開条例の定めです。

松井 その再検討は済んでいましたよね。

畠中　ないです。反論書  
提出の照会以降、諮詢  
を求めて全くなしの  
つぶてでした。なので、  
提訴するまで随分悩み

畠中　弁明書で市が、請  
求棄却と主張していま  
すから、処分を変更せ  
ず全部開示しないもの  
と見なせます。

畠中 それらの提出日  
は、21年1月22日と同  
年9月27日です。

までに時間がかかったことはやむを得ないなどと言っていますよ。迫間 そつなの。 煙中 いやいや、公文書の特定は、受付段階で開示請求者と相談しながら特定することになつたのです。

**変更決定は 全  
部開示でないか  
う諮詢を留め置  
けないもの**

畠中 そして、諮詢を留め置いて市は、対象公文書と不開示情報名を特定する一部開示変更

ては不利益処分であるた  
中 かつ、開示を不開  
示にもしております、これ  
違法処分と。

松井 22年3月29日でし  
たよ。

处分といえます。  
迫間 そういう違法な麥  
更決定では、諮問を留  
め置くことの理由にせ  
なりないと。

示の変更決定でないから、諮詢を留め置く理由はないのです。

## 市職員2人は

どんな方

## 迫間尋問される市職員

ですか、どなた

の部署ですが、処分課において21年9月からこの件に携わっていたと  
いう職員です。

連間ならは、本件に直接携わっていない期間が相当あるじゃない。本件らの開示請求は20年4月と5月ですよ。

松井 携わることになつたとき、不開示文書が実際に特定されていた



のかを聞きたいね。  
きていたかも。

中 煙 ね。

松井 そういうえなくはな  
いですね。

松井 県道・長井古座線  
の那智勝浦町と串本町  
の県境に新設していく

松井 照明器具の落下が  
危惧されたんじゃない  
かな。そうなると直ぐ

迫間　もう一人は。  
畠中　本件を諮詢した

畠中 概要は「ふなどい」  
わかしひ。

711号の「八郎山ト  
シネル」です。

4月に、それまでの処分課から審査庁の新担当課となつた総務課の

迫間 落ちましたよ斯特  
ーンと胸に。

ます。



# すかすかト、ネル問題 内壁ノンクリ厚セ偽る施工

# コンクリ必要厚

# 施工不良を見 抜けなかつた

迫間 次は。	づけたことよ。
松井 すかすかトンネル	畠中 すっかり有名になりました。不名誉なこ
問題にしましょう。	とですが。
迫間 何か特別な通報情	
報があるんですか。	
迫間 そうね。新聞やテ	

松井 空洞（すかすか）  
が広範囲だった」とも  
判明しましたよ。内壁  
の裏側でね。

畠中 あるもない想像  
にお任せします。

松井 空洞（すかすか）  
が広範囲だった」とも  
判明しましたよ。内壁  
の裏側でね。

松井 これは大問題といふことで、前回の定例会議で監視対象に位置して、どこのトンネルでどういつ問題が発覚したかを簡潔に。

松井 空洞（すかすか）  
が広範囲だったことも  
判明しましたよ。内壁  
の裏側でね。

畠中 トンネル完成後に  
照明設置工事をしてい  
た請負業者が、空洞を  
発見し通報したことか  
ら発覚したものよ。

迫間 よく通報しました  
ね。

間 県は施工不良を見抜けなかつたの。

- 5 -

記されています。

松井 業者側は、施工不良を認識しながら数値

を書き換えウソの完成報告したことを認めているよつよ。

迫間 そつだとしても、きちんと検査したかは疑わしくない。

そつ答えたよつよ。

迫間 2～3回ならともかく、130回も気付

けなかつたなんて、誰が信じますか。業者となれあつたとしか思えないなあ。

845万7300円。完成検査と引き渡しが一昨年の9月です。

保工の施工不良が分かり追加調査へ。  
畠中 で、コンクリ内壁を剥がして裏側を調査し、その鋼アーチ支保工の大半が所定の位置に設置されていないことが分かつたと。

松井 発表は、トンネル共用の延期、補修対策

工法を設置する技術検討委員会で決定する、補修工事は受注業者の費用負担で実施するとしました。

迫間 その補修工事ですが、今ではほぼ全面やり直しが必要といわれていますよ。

畠中 それで、コンクリの所定の厚さを確保するには、その支保工を撤去し再設置が必須とかで。

迫間 確かに、1次下請けしたとする業者は3ヶ月の指名停止だったから、そうですね。

下請けだらひ。

畠中 その下請けがデタラメな工事をしたといえるが、普通、受注者元請けが施工監理をするもので、施工監理を怠ったのだろうと。

松井 だから、施工時の計測資料がないといわれているのですか。

畠中 で、設計士は、監理しているならあるはずの計測資料がないとすると、監理をしていなかつた」との証左だ

ろうと。

松井 調査を進める」とになつてゐるよつね。

畠中 とにかく、施工不良を随時修正できなかつた問題に何にあつたのかですが、当会員の設計士はこう語ります。何次があるにし

ても直接工事したのは

迫間 そつだとすると、

## 県検査130回 必要などりつ

130回行わづ

松井 厚さ検査は、計136回必要だったらしいですが、6回しか行っていなかつたことが分かっています。

## 補修工事が やり直し工事に

### 調査を進める毎に更なる施工不

#### 良発覚

迫間 振り返ると、県がこのことを最初に公表したのが昨年7月でした。

畠中 最初の公表時は、詳細調査、その後、再

### 何故修正できなかつたかを考察

畠中 その検査ですが、業者からの要請で行われるところで、連絡が少なかつたことに気付けなかつたとも言っていますよ。

松井 業者側ですが、連絡が少なかつたことにについて、隠すためだつたと、県の聞き取りに

松井 経緯や対応を説明し、業者の処分などを発表したというものですよ。

迫間 調査をし、さらに、追加調査をした結果で、そういわれています。

畠中 といふで、施工不良を随時修正できなかつた問題に何にあつたのかですが、当会員の設計士はこう語ります。何次があるにし

ても直接工事したのは

迫間 そつだとすると、



施工監理の不備といえ  
そうね。

畠中 それに関連してで  
すが、県は、土木工事  
施工管理基準を定めて  
いて、そのまま受注者  
がしなければならない  
ことを定めています。

迫間 わざわざ詳し  
く。

## 施工管理担当 者を定め撮影記 録の保管提出は 義務

畠中 施工管理担当者を  
定めないと、測定（試  
験）等を施工と平行し  
て実施すること、その  
都度、監理図表に記録  
する」と、そして、そ

迫間 工事完成後に見え  
ない箇所の施工状況等  
を撮影し記録して保管  
しているものとのえた  
のね。

## 施工撮影記録の 公開を！

畠中 そういうことです。  
迫間 写真管理基準も定  
めているのね。

畠中 土木管理基準の一  
つとしてね。また、ト  
ンネル計測要領といつ  
のもありますよ。

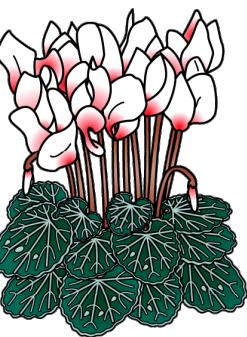
畠中 で、このことを前  
提に県の完成検査が妥  
当だったかどうかをあ  
らためて検討するとで  
すね。

## 公然としない早 々の業者処分

松井 監督員もそのこと

を知っていますよね。

畠中 監督員の請求に速  
出です。



の保管及び完成時の提  
出です。

松井 管理項目や方法も  
定められているのじゃ  
ない。

やかに提示する」とい  
なっていませんから。  
迫間 県がそうした撮影  
記録を提出させていな  
いのかな。是非、みた  
いな。

迫間 認定は、契約どお  
り完成としているか  
ら、提出させて見て認  
定しているとしたら。  
松井 それは検査眼が曇  
が、工事写真を施工管  
理の手段として、各工  
事の施工段階及び工事  
完成後明視できない箇  
所の施工状況などを写  
真管理基準により撮影  
することになっていま  
す。

やかに提示する」とい  
なっていませんから。  
迫間 県がそうした撮影  
記録を提出させていな  
いのかな。是非、みた  
いな。

松井 それは、おそらく  
ないんじゃない。  
迫間 完成書類の数値を  
書き換えたとか業者側  
が言っていますが、そ  
れだけの問題ではなさ  
ないです。

やかに提示する」とい  
なっていませんから。  
迫間 県がそうした撮影  
記録を提出させていな  
いのかな。是非、みた  
いな。

松井 それは、紙面が尽き  
ます。迫間 でも不信は増すば  
かりです。

迫間 わざわざ詳し  
く。



〈おしまい〉

松井 完成検査の際、そ  
ういう撮影記録を提出  
させて検査したのか、  
提出させないで検査し  
加調査をする前に、早  
く。

迫間 とりで、受注業  
者の処分を再調査や追  
加調査をする前に、早  
く。

## 当面の予定

1月16日 PM2:00～  
ニュース発送作業日

1月19日 PM1：10  
不作為違法確認等訴訟 判決  
(相手：和歌山市)

1月23日 PM1：30～  
裁決遅延国賠請求訴訟 証人尋問  
(相手：田辺市)

1月25日 PM6:00～  
全員会議

2月27日 PM2:00～  
ニュース編集会議

3月19日 PM2:00～  
ニュース発送作業日

3月28日 PM6:00～  
全員会議



## 次回会員会議のご案内

ご注意下さい。変則日です。

日 時 1月25日(木)午後6時～

場 所 和歌山合同法律事務所会議室

こぞってご参加下さい。